

令和 8 年度
洲本市小学校学習用端末等購入
プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 1 月

洲 本 市

本要領は、洲本市（以下「本市」という。）が発注する「洲本市小学校学習用端末等購入」契約において、最適な契約候補者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

1 契約の目的

本市が令和2年度以前に導入した1人1台端末（以下「学習用端末」という。）について、経年劣化による不具合が増加傾向にあることから、個別最適な学びと協調的な学びをさらに進め、主体的な学びの実践を深めていくため、端末の更新を行う。

令和8年度の更新に当たっては、小学校における児童及び教員等の学習用端末を対象とし、これまでの利用状況により判明した課題の解決を図るため、①軽量の動作、②常時高速ネットワークへの接続、③概ね5年以上となる長期利用に向けた堅牢性・端末保証等を重視した端末等の選定を行う。

2 契約に関する事項

(1) 契約の名称

洲本市小学校学習用端末等購入

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年8月31日まで

※教員機＋予備機（先行導入250台分）は令和8年6月30日までに納品すること。

やむを得ず、期間に間に合わない場合、別途協議とする。

(3) 契約の内容

① 学習用端末（Chromebook【ChromeOS】LTEモデル端末）の調達

② 端末のキッティング

③ Google GIGA License の調達・導入調整

④ LTE 通信回線（SIM）の調達・導入調整

⑤ 端末の長期保証（納品日から5年間）

⑥ ヘルプデスクの設置

⑦ 導入後の年度更新作業（4回）の実施

⑧ その他端末利用に係る役務の提供

※詳細は、令和8年度洲本市小学校学習用端末等購入仕様書（以下「仕様書」という。）を参照。

3 契約金額の上限

限度額 287,000,000円（税込）

※ 端末等の購入・設定・納品に要する費用のほか、5年間のLTE通信及び端末保証に要する費用、その他設定・調整・支援等に要する費用一切を含む総額とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 本市入札参加資格を有する者。
- (3) 参加申込書類提出期限（以下「基準日」という。）において、本市による指名停止又は入札参加資格制限を受けていない者。ただし、基準日以降であっても、契約締結日の前日までの間に本市による指名停止又は入札参加資格制限を受けた場合は、基準日に遡って参加資格がない者とみなし、契約は締結しない。
- (4) 基準日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実、又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを含む。）。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者。
- (7) 令和2年度以降、国又は地方公共団体が発注したLTEモデル端末の導入実績、又はLTEモデル端末の運用保守業務実績を有する者。

5 選定スケジュール

日時	事項
令和7年11月11日（火）	募集公告・参加申込受付開始
令和7年11月21日（金）	質問提出期限（電子メール）
令和7年11月25日（火）	質問回答日
令和7年12月3日（水）	参加申込書類提出期限（持参）※参加資格基準日
令和7年12月11日（木）	参加資格審査結果通知（電子メール）
令和7年12月16日（火）	提案書類提出期限（持参）
令和7年12月19日（金）	一次審査（資格・書類審査）結果通知（電子メール）

令和7年12月24日（水）	二次審査(プレゼンテーション)
令和7年12月26日（金）	二次審査結果の通知（電子メール）
令和8年1月14日（水） 予定	仮契約締結

※市議会における契約議案可決後に本契約を締結する予定

6 提出書類

- (1) プロポーザル参加資格申請書【様式1】
- (2) 会社概要【様式2】
- (3) 委任状【様式3】
- (4) グループ構成表明書【様式4】
- (5) 業務実施体制【様式5】
- (6) 暴力団排除に関する誓約書【様式6】
- (7) 質疑応答用紙【様式7】
- (8) 参加申込書【様式8】
- (9) 企画提案書チェックシート【様式9】
- (10) 提案機器・通信回線提供事業者【様式10】
- (11) 他自治体における導入実績報告書【様式11】
- (12) 参加辞退届【様式12】
- (13) 調達品一覧表・修繕・追加備品購入の参考見積・端末保証【様式13】

7 参加申込書類の提出

- (1) 提出書類：プロポーザル参加資格申請書【様式1】
会社概要【様式2】
委任状【様式3】・・・受任者を選任した場合のみ提出
グループ構成表明書【様式4】・・・グループを構成して提案を行う場合のみ提出
業務実施体制【様式5】
暴力団排除に関する誓約書【様式6】
- (2) 提出先：洲本市役所 教育委員会 教育総務課
- (3) 提出期限：令和7年12月3日（水）午後5時まで（必着）
※いかなる理由においても期限経過後の到着は受け付けません。
- (4) 提出方法：持参とする。
- (5) 資格審査：受付後、参加資格の審査を行う。参加資格審査結果は令和7年12月11日（木）までに電子メールにて通知する。（事業者番号も通知する。）
- (6) その他：参加申込書類の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年12月8日（月）午後5時まで文書（任意文書）にて通知すること。なお、辞退した場合でも、辞退者が今後それを理由とした不利益な扱いを受けることはない。

8 質問の受付・回答

- (1) 提出書類：質疑応答用紙【様式7】
- (2) 提出先：洲本市役所 教育委員会 教育総務課とする。
- (3) 質問期間：令和7年11月11日（火）から令和7年11月21日（金）までの
午前9時から午後5時まで
- (4) 提出方法：電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては、標題を「令和8年度洲本市小学校学習用端末等購入」とすること。
- (5) 回答方法：提出された質問及び質問に対する回答は、令和7年11月25日（火）から本市においてホームページにて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

9 提案書類の提出

- (1) 提出期限：令和7年12月16日（火）午後2時（必着）
※いかなる理由においても期限経過後の到着は受け付けない。
- (2) 提出先：洲本市役所 教育委員会 教育総務課とする。
- (3) 提出方法：持参にて提出すること。
- (4) 提出書類：

ア 参加申込書【様式8】・・・1部

イ 企画提案書【様式自由】、企画提案書チェックシート【様式9】

・・・正本1部、副本8部

ウ 提案機器・通信回線提供事業者【様式10】・・・正本1部、副本8部

エ 他自治体における導入実績報告書【様式11】

オ 見積書（原本、社印押印）1部

カ 調達品一覧表・修繕・追加備品購入の参考見積・端末保証【様式13】

・・・正本1部、副本8部

※企画提案書等は、紙ファイル綴じ又はクリップ止めとし、原本の表紙には社印を押印することとし、他の提案書類の表紙はコピー（副）とする。

※参加申込書類提出者が、提案書類の提出を辞退する場合は、「参加辞退届」【様式12】を令和7年12月16日（火）までに提出すること。

※各提出書類の副本には事業者名は記載せず、事業者番号を記載すること。
（事業者番号は参加資格審査結果時に通知。）

10 プロポーザルの審査方法等

- (1) 提案審査は、令和8年度洲本市小学校学習用端末等購入業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、公正かつ公平な審査を適切に行う。
- (2) 一次審査（資格・書類審査）を行い、選定委員会による書類審査のうえ、上位業者（3者程度）が二次審査（プレゼンテーション）に進むことができる。ただし、一次審査点が60点に満たない場合は二次審査に進むことができない。

- (3) 二次審査（プレゼンテーション）は、本実施要領 7 頁「1 2 二次審査（プレゼンテーション）」記載のとおりとする。
- (4) 一次審査＋二次審査＝総得点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。
 ただし、総得点が同じ場合は二次審査における点数が高い提案者を最優秀提案者とする。
 なお、配点については本実施要領 6 頁～「1 1 審査基準」を参照すること。
- (5) 本プロポーザルの参加者が 1 者であっても審査を行い、最優秀提案者を決定する。

1 1 審査基準

本業務の受注者の審査は、選定委員会において行う。

(1) 評価項目と配点

一次審査(100点)			
評価項目		評価内容	配点
①企業評価(書類)	(1-1) 納入実績	令和 2 年度以降に LTE モデル端末の導入、又は LTE モデル端末の運用保守業務実績をどの程度有しているか	20
	(1-2) スケジュールについて	計画的な納入、キッティングスケジュールとなっているか（端末利用にあたり学校現場に影響が出ないよう計画できているか）	10
②提示品・通信回線評価	(2-1) 機能	仕様書を踏まえた構成、機能となっているか	10
	(2-2) 利便性	端末が持ち運びしやすく、子どもたちにとって使いやすいものか（本体、キーボードの総重量等）	10
		ソフトウェアのインストールやバージョンアップ等、利用者環境の変化に対する対策は適切か	10
	(2-3) 堅牢性	MIL 規格を満たしているなど、堅牢性に対する工夫があるか	10
		落下や水没などの傷害をできるだけ緩和できる構造であるか	10
	(2-4) 通信回線提供環境について	安定的な LTE 通信回線を利用できるとともに、毎月の通信量は十分な容量（20GB／1 端末（1 回線）以上）を確保できるか	10
見積金額			10
合 計			100

二次審査（２００点）			
評価項目		評価内容	配点
③企業評価 (プレゼン)	(3-1) プレゼンテーション全体評価	信頼できる説明及び質疑対応であったか	30
		資料や説明は適切か	30
④構築・導入支援評価	(4-1) 搬入体制・構築の方法	教育委員会・学校に負担がないよう、搬入やキッティング作業が円滑に行われる作業内容となっているか	30
	(4-2) トラブルの対応	搬入時や納入後の日常的な問合せや軽微な改善要求、障害（初期不良や運用時等）について対応可能な体制があるか	30
	(4-3) Google GIGA License の調達	Google GIGA License の調達を適切に行える体制が整っているか	20
	(4-4) その他の作業・支援等	MDM 設定支援・端末保証・ヘルプデスク・年次更新を柔軟に対応できる体制であるか	30
		学校現場における学習支援 （iPad から Chromebook への移行支援、Google GIGA License 研修サービスを活用した洲本市研修計画の提案）	30
合 計			200

1 2 二次審査（プレゼンテーション）の実施

- (1) 日時：令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水）午後
- (2) 場所：洲本市役所 本庁舎 4 階 災害対策室
- (3) 時間：提案書類に基づく説明（４０分以内）と事業者選定委員による質疑（２０分以内）とし、開始時間等の詳細については、個別に通知するものとする。
- (4) 出席者：出席人数は 4 名以内とし、業務従事者、業務提携している通信回線提供事業者はそれぞれ 1 名以上必ず出席すること。
- (5) そ の 他：詳細は一次審査（資格・書類審査）結果通知時に連絡する。
なお、プレゼンテーションは、非公開とする。

1 3 審査結果

一次審査結果は令和7年12月19日（金）以降、参加申込者全員に通知する。二次審査結果は令和7年12月26日（金）以降に二次審査参加申込者全員に通知し、本市ホームページに優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）を公表する。

1 4 契約手続

- (1) 最優秀提案者は、本業務委託契約に係る優先交渉権を有する。
- (2) 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者との契約交渉を行う。
- (3) 契約交渉により本市との合意に至った場合は、随意契約を行う。

1 5 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出書類に著しい不備や虚偽がある場合
- (2) 著しく信義に反する行為又は審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) プレゼンテーションに出席しない場合
- (4) 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状況に至った場合
- (5) 期限を過ぎて書類が提出された場合
- (6) その他、本要領に違反した場合

1 6 提出書類作成上の留意事項

(1) 業務実施体制【様式5】

本業務の業務実施体制を記載し、業務従事者の免許・資格者証の写し及び雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。また、本様式の記載内容を含んでいる場合は、任意の様式でも可能とする。

(2) 企画提案【様式9 関係書類】

提案に対し、日本工業規格A4版両面20頁以内（表紙、目次を除く）とする。また、本様式の記載内容を含んでいる場合は、任意の様式でも可能とする。

(3) 他自治体における導入実績報告書【様式11】

記載内容を証明できる契約書等の写し及び参加資格条件を満たしていることを証明できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

1 7 その他

- (1) 提出された提案書類を本市の了承なく公表、使用してはならない。
- (2) 提出された提案書類は、返却しない。
- (3) 提出された提案書類は、参加者の同意がある場合を除き選定以外に使用しない。
- (4) 提案書類等の作成経費やプレゼンテーション等に要する経費等は参加者の負担とする。
- (5) 審査結果の異議申し立ては認めない。
- (6) 提出書類等の提出期限以降における差し替え又は再提出は認めない。

18 事務局（問い合わせ・提出先）

住 所：〒656－8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市役所 教育委員会 教育総務課 担当：畑・堂谷

TEL：0799－22－3331 E-MAIL：[kyousou@city.sumoto.lg.jp](mailto:kyouso@city.sumoto.lg.jp)